

対象年度		令和 2年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート									
事務事業名		要介護認定事業						予算事業名		介護認定事務経費			
予 算 科 目	会計	04	款	項	目	事業	要求区分	根拠法令	介護保険法				
			01	03	02	0501	経常経費						
総合計画体系	1ともに支えあい，安心して暮らせる社会福祉の充実(保健・福祉)						事業の区分	主要事業					
	1-4ゆとりをもって暮らせる高齢者福祉の充実（高齢者福祉）												
	①高齢者福祉の総合的な推進						担当課係等	介護保険課					
	3介護保険の適性運営							介護認定係					
事業期間		継続（平成12年度～令和 4年度）											
【めざす姿（意図・どのような状態になるのか）】							【事業開始のきっかけや他市の状況など】						
要介護・要支援認定申請日から30日以内に適正な要介護認定を実施する。							介護保険制度開始により						
【手段（事業内容・どのようなことを行うのか）】							【対象（だれに対して・何に対して行うのか）】						
本市の被保険者からの要介護・要支援認定申請に対して，認定審査会を開催し，公平公正な審査を行い，要介護度を適正に決定する。①新規申請若しくは区分変更申請の相談や更新依頼 ②認定申請書受理 ③訪問調査 ④主治医意見書取得 ⑤一次判定及び審査会資料作成 ⑥認定審査会 ⑦要介護度結果通知。 ※令和元年度から効率化のためケースファイルのデータ化を導入。令和2年度から審査会ペーパーレス化を予定（需用費・使用料及び賃借料・備品購入費）							要介護・要支援認定申請者						
							【事業をとりまく環境の変化】 高齢化や介護保険制度の定着，親世代との同居を煩わしいと思う人が増え，核家族化や単身世帯化といった近年の家族形態の変化によりサービス利用も高まっている他，認定結果への透明性が求められつつあり，審査件数だけでなく資料作成や窓口対応等にかかる事務量も増加している。平成30年4月から有効期間の延長により更新件数が減少化傾向のため嘱託調査員5名体制。遅延のないよう一般職員も訪問調査を実施するとともに毎週2回（火・金）の夜間に審査会を開催してい						
【令和 2年度 事業内容】				【令和 3年度 事業内容】				【令和 4年度 事業内容】					
介護認定審査会運営経費 介護認定事務経費				介護認定審査会運営経費 介護認定事務経費				介護認定審査会運営経費 介護認定事務経費					
■事業費													
			H30年度		R01年度								
財源内訳	国	庫	支	出	金	0	0						
	県		支	出	金	0	0						
	地		方		債	0	0						
	そ		の		他	0	0						
	一		般	財	源	11,904	13,505						
歳入計（千円）			11,904		13,505								
歳出内訳	節（番号＋名称）		金額（千円）		金額（千円）								
	09	旅費	80		80								
	11	需用費	1,116		1,087								
	12	役務費	10,175		10,110								
	13	委託料	512		2,219								
	14	使用料及び賃借料	2		2								
	27	公課費	19		7								
歳出計（千円）（A）			11,904		13,505								
伸び率（％）					13.44								
備考	総合計画61ページ 予算書262ページ												

平成30年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		H30年度	R01年度	R02年度
活動 指標	審査判定件数	件	目標	2,020.00	1,850.00	1,900.00
			実績	1,657.00	0.00	0.00
	審査会1回あたりの平均判定件数	件	目標	22.00	20.00	25.00
			実績	18.00	0.00	0.00
成果 指標	処分（判定結果交付）に要した平均日数	日	目標	30.00	30.00	30.00
			実績	35.53	0.00	0.00
	要介護認定率（第1号被保険者）	%	目標	13.70	14.70	15.80
			実績	12.01	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	公平で適正かつ迅速な要介護認定を行うことにより、適切な介護保険サービスが提供され、高齢者が可能な限り地域で自立した生活ができることに結びつく。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	介護保険法第14条により市に介護認定審査会を設置することが義務付けられている。
	手段の妥当性	A 妥当である	現状の手段が妥当である。
効率性	コストの効率性・人員効率	B どちらとも言えない	現状の手法でのコスト効率は高いと思われるが、ICTの推進等様々な観点から検証を行うことによって、さらに効率性を高める余地はあると思われる。
公平性	受益者の偏り	B どちらとも言えない	本人や家族の受け入れが難しいと申請につながらないケースがある。
有効性	成果向上の余地	B どちらとも言えない	介護保険制度の周知が図られ、一定の効果はあるが、実利用のない認定のみの更新者は地域包括支援センター等につなぎ、効率的な制度運営を図る必要がある。
進捗度	事業の進捗	B どちらとも言えない	迅速な対応に努めているが、判定結果までに30日を超える場合があるのが現状である。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
できるだけ遅滞のない適正な調査や審査判定に努めているが、今後のさらなる高齢化や家族形態の変化によって認定率が上昇すれば事務処理遅滞等が生じる可能性がある。また、適正な審査判定により適切な介護保険サービスを提供していくためには、審査会における合議体間の調整や定期的な認定調査員打合せを行い、審査判定や認定調査の平準化に努めていく必要がある。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
要介護認定における各事務処理に関して、各関係機関と連携し、進捗管理の徹底やICTの推進による効率化を図り、30日以内の判定結果交付に努める。			

■方向性

1次評価（1次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☒ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了
改革・改善の具体的内容（改革案・実行計画） 介護認定業務を公平・公正に行うとともに遅滞なく進めることが求められており、厚生労働省の統一基準に基づき調査を実施し、速やかに認定審査会に諮る。さらに、業務の効率化のため認定審査会のペーパーレス化及びケースファイルのデータ化に取り組む。
2次評価（2次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了
企画調整会議の意見・考え方（1次評価者と同じ場合も記入） 上記評価のとおり。